

豊橋市「地域生活」バス・タクシー

ネーミングライツパートナー審査基準

優先交渉権者の決定に際し、提出書類に基づき、ネーミングライツ審査委員会が、以下の基準により、審査及び総合評価を行います。

1. 応募資格等審査

申請書類を受理された者が豊橋市「地域生活」バス・タクシーネーミングライツパートナー募集要項「4. 応募資格」を満たしていること、及び提案された愛称案が募集要項 3 の(4)の「愛称に係る条件」を満たしていることを確認します。

応募資格等を満たしていないと判断された場合は、失格となります。

2. 提示条件等の総合評価

各審査委員は、本基準の「1. 応募資格等審査」の結果、応募資格等を満たしていると判断された応募者を対象として、下表の審査項目に基づき得点化します。

| 審査項目 | 評価内容 | 配点 |
|-------|--|-------|
| 金額 | 得点 = 配点 - (最高提案金額 - 提案金額) ÷ (希望金額 × 1%) | 50 点 |
| 地域貢献等 | 地域貢献等の実績、企業の提案内容、その他 PR 事項の評価や市内の事務所等の有無 | 30 点 |
| 愛称案 | 市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、対象施設のイメージとの整合性 | 10 点 |
| 経営状況等 | 応募者の経営理念、財務状況から見た経営の安定性等 | 10 点 |
| 合 計 | | 100 点 |

(1) 採点基準

- ① 提案金額のうち、年平均金額が最高額となった提案金額に満点を付与。それ以外の提案金額については、差額で評点します。

得点は、小数第 2 以下を四捨五入し、小数第 1 位まで算定とし、マイナスの場合は 0 点とします。

【例】 市の希望金額が 500 万円

提案金額が、A 社 700 万円、B 社 600 万円、C 社 500 万円の場合

- ・ A 社 50 点 - (700 万円 - 500 万円) ÷ (500 万円 × 0.01) = 50 点
- ・ B 社 50 点 - (700 万円 - 600 万円) ÷ (500 万円 × 0.01) = 30 点
- ・ C 社 50 点 - (700 万円 - 500 万円) ÷ (500 万円 × 0.01) = 10 点

- ② 愛称案、地域貢献等及び経営状況等の審査項目ごとに、全審査委員が以下の 5 段階で評価を行い、得点を算出します。

| 評価 | 判断内容 | 得点の算出方法 |
|----|---------|---------|
| A | 特に優れている | 配点×1.0 |
| B | 優れている | 配点×0.75 |
| C | 標準的である | 配点×0.5 |
| D | やや劣る | 配点×0.25 |
| E | 非常に劣る | 配点×0.0 |

- ③ 審査項目ごとに全審査委員の得点を平均します。

※得点は、小数第 2 以下を四捨五入し、小数第 1 位まで算定

- ④ 各応募者の全ての審査項目の得点（上記③）を合算し、最高得点の応募者を優先交渉権者とします。

※最高得点の応募者が 2 者以上いる場合、金額評価点の高い応募者を優先交渉権者とし、更に同じ得点の応募者がいる場合は、「地域貢献等」「愛称案」、「経営状況等」の順に得点の高い応募者を優先交渉権者とします。

(2) 失格条件

- ① 審査期間中に、応募資格を失した場合
- ② 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合
- ③ 提案金額が、市の希望金額に対して下回る場合